平成２１年（フ）第１３０号
青森県八戸市大字白銀町字中平13番地６
債務者　久保　恵子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
青森県八戸市諏訪２丁目16番７号
債務者　西原勝治こと　韓　　勝治
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
埼玉県川越市大字福田194番地２
債務者　石倉　　隆
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３６号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目10番３―102号
債務者　岡部　文彦
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３７号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目10番３―102号
債務者　岡部ジョセフィン
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２号
新潟県十日町市下条１丁目626番地
債務者　大渕　　茂
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
新潟県十日町市下条１丁目626番地
債務者　大渕美和子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
新潟県柏崎市大久保１丁目10番２号
債務者　小林　真理
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
新潟県長岡市上除町西１丁目220番地
債務者　南雲　朋子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
新潟県長岡市上除町西１丁目220番地
債務者　南雲　一則
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
新潟県小千谷市千谷川３丁目４番10号　千谷川のぞみ団地住宅206号
債務者　谷本智恵子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
新潟県小千谷市片貝町4873番地
債務者　黒崎　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
愛知県春日井市石尾台６丁目４番地22
債務者　鮨処笑門来福こと　鈴木　昌志
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０号
愛知県一宮市浅野字東大土113番地３
債務者　長谷川康子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４４２号
愛知県岡崎市柱曙２丁目12番地７
債務者　本多　正秋
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
愛知県豊田市栄町５丁目２番地１　三宅ビル406号
債務者　澤田加根子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
三重県伊勢市小俣町本町561番地
債務者　嵯峨　紀美
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
島根県大田市五十猛町2237番地乙、前住所島根県大田市五十猛町2237番地乙内４
債務者　山下　久子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市東塚６丁目５番15号
債務者　西　　信幸
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係